

はままつ 公園活用ガイドブック

～市民と公園行政職員が共に考えるワークショップ

「公園を使いこなそう！」

の内容から作ってみました～

公園を使いたい！と思って
ワークショップに
参加しました！



ワークショップ参加市民

市民のみなさんにも
もっと使ってもらいたいと
考え、企画しました。



公園行政職員

令和3年3月版

浜 松 市

Step1 知る

1. そもそも公園とは何か、知るところから始めてみた！



公園はまちのあちこちにあるけど、
そもそも何のためにあるんですか？

※
公園の中でも「都市公園」はいつでも、誰でも利用できる
公共の場として整備されています。
まちのあちこちにあるのは、次のようなさまざまな役割を
持っていて、まちに必要なオープンスペースだからです。



○公園の役割

存在による役割

景観向上 歴史保存
環境保全 防災機能
憩いの場

利用による役割

レクリエーション 子育て・教育
文化芸術・自己実現 コミュニティ
産業振興 社会経済活動の場

※都市公園とは：都市環境の改善、防災、良好な景観の形成に寄与するとともに、多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場となるなど、都市の生活に不可欠な様々な機能や役割を担う社会資本であり、国または地方公共団体によって都市計画施設等として計画的に整備され、都市公園法に基づく供用開始の公告により設置されるもの。

○豆知識 公園の種類

種類	設置の根拠	所管
都市公園 (579 箇所)	都市公園法	市民生活課 スポーツ振興課 緑政課 公園管理事務所 南区区振興課 南区区民生活課 浜北区まちづくり推進課 天竜区まちづくり推進課 など
児童遊園 (91 箇所)	児童福祉法	子育て支援課 各区の社会福祉課
子供の遊び場 (8 箇所)	浜松市子供の遊び場 設置基準	子育て支援課 各区の社会福祉課
児童遊園地 (247 箇所)		各地区の自治会

公園は、色々な部署が
担当しています。

都市公園の種類

都市公園の種類		主な公園の例
住区基幹公園 住宅地に隣接した公園	街区公園	東ふれあい公園(中区) 佐鳴台第一公園(中区)など
	近隣公園	野口公園(中区) 染地台野鳥公園(浜北区)など
都市基幹公園 都市を代表する公園	地区公園	美園中央公園(浜北区) 高丘公園(中区)など
	総合公園	浜松城公園(中区) 佐鳴湖公園(西区)など
緑地等	運動公園	四ツ池公園(中区)
	特殊公園	三方原墓園「墓園」(北区)など
	都市緑地	ゆたか緑地(東区) 天竜川緑地(南区)など
	緑道	堀留ポッポ道(中区)など

(令和3年3月31日現在)

2. 公園でできること・できないことってなんだろう？



公園に行くと「ボール遊びは禁止！」とか、看板に書いてありますよね。何ができて、何ができないのかよくわからないんです。

公園は、その役割が果たせるように、禁止されていることや許可が必要なことがあります。これは法律や条例で決められています。



禁止

行為の禁止

【浜松市都市公園条例】

- 第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者について当該許可に係る行為は、この限りでない。
- (1) 都市公園内の土地若しくは物件を損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの現状を変更すること。
 - (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (3) 土石、竹木等の物件をた積みすること。
 - (4) 土地の形質を変更すること。
 - (5) はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。
 - (6) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
 - (9) その他都市公園の管理に支障がある行為をすること。

行為の制限

【浜松市都市公園条例】

- 第3条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 都市公園の全部又は一部を独占して、展示会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
(略)
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。
(略)
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は前項の許可をしない。
(略)
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。
(略)

許可が必要なこと



浜松市都市公園条例



都市公園法



条例を読んで気付いたのですが、「ボール遊び禁止」とか「火気厳禁」とかは、書かれていないですね。

法律や条例で明記されていないことは、安全性や管理上の問題で公園ごとに判断しています。また、許可が必要な行為は、下のようなことを判断材料にしています。



○ 判断材料

- ①安全性の問題 ・安全性は担保できるか・責任者を立てられるか など
- ②管理上の問題 ・近隣に迷惑が掛からないか・原状回復できるか など



つまり、安全が確保できて、責任者がいて、近隣に迷惑をかけず元通りに直しておくなど、節度ある利用をすればいいってことか…。なんだかとてもハードルが高いような気がしてきました…。

Step2 考える

3. やりたいことを出し合って、整理してみました



次は、**できることって何？**を考えてみました！
下の表は、ワークショップの参加者が「やりたい！」
と思っていることをまとめたものです。

		運営面	
		現状でできること	現状でできないこと
施設・整備面	現状でできること	<p>(現状でどの公園でも問題なくできる)</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子連れで散歩 ・ライブを横目にブラブラ ・ベンチで走り回る子供を見守る ・森林浴・寝転ぶ・雲空星を眺める ・芝生であそぶ、くつろぐ・芝生を転がる ・お弁当を食べる・おやつを食べる ・風を感じて水の音を感じて癒される ・木陰で安らぐゴロゴロする ・どんぐりひろい・昆虫採集・虫取り ・子どもたちとレクリエーション ・昔に流行った遊び ・高齢者の方々に昔の遊びを覚えてもらう ・どう使いこなすのかを話し合える場 →青空集会所のような場所 	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 火を使うので危険？・焚き火・焼き芋・火が使える ・パン作り・スूपづくり・炊き出し・七輪を使う ケガのリスクがある？・プレーパーク・子どもが自由に遊べる環境・木登り・木工・水遊び ・遊び作り・木を切って遊ぶ・子供たちの冒険あそび ・ローラーボード・球技・自転車乗り 占有してしまう？・グラウンドゴルフ 禁止行為？・魚釣り・魚捕り 現状復帰が難しい？・穴掘り 営利行為にあたる？・屋台が出る・朝市・マルシェ・定期演奏会 ・スポーツイベント・スポーツ教室・キッチンカー・カフェ 誰が責任者？・遊具類の貸し出し(縄跳び、1輪車、スケボーなどニーズに合わせた) イベントも責任の所在でできたりできなかったり？ ・たくさんの方が集えるイベントを開催したい ・地域の祭り・音楽(音楽ライブ・ミニコンサート・ストリートミュージシャンが演奏する公園・演奏をみんなで楽しむ)・習い事の発表・彫刻展 ・大学生×〇〇みたいな企画・紙芝居が来る・趣味の会 ・女子会・移動図書館と読み聞かせ・ソロちゃん・ギネスに挑戦 ・ワークショップ・ハンター逃走中・ダンボール制作 ・プロジェクションマッピング・ライトアップ
	現状でできないこと	<p>C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食や談笑ができるカフェ ・子どもを見守れるコーヒースタンド ・ちょっとした売店もしくは、充実した自販機 ・フリーWi-Fiがある ・周辺店舗の美味しい食事を提供できるオープンテラス席 	<p>D</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジコンカー用サーキットのある公園 ・ピオトープがある公園 ・デモンストレーション圃場 ・景色の良い場所で長い距離の散歩やウォーキング ・放課後児童会 ・子ども食堂のような福祉の拠点としての活用 ・旧鈴木家の歴史や地域での役割を伝える展示コーナーを作りたい

※ワークショップで実際に作成した表。公園によって、できること・できないことの分類は異なります。



市役所の職員にも意見をもらいながら「現状でできることと、できない」ことを整理。さらにBエリアは「できない(許可されない)理由」について考えて赤字でメモをしました。大きく分けると下記のようなことが「許可されにくい内容」かな？

? 許可されにくい内容 ?

- ①危険そうなこと 火を使う、子どもがケガをしそう
- ②近隣に迷惑がかかりそうなこと 大きな音・煙・臭いが発生する、周辺の渋滞が生じそう
- ③利益が目的になりそうなこと 物の販売、入場料が発生するイベント



どこまでが危険？どんなことが近隣への迷惑になる？
その境目が曖昧で、判断や予測が難しいのが許可されにくい原因かも！

4. 「できない」を「できる」に変える方法を考えよう



危険そうなことや近隣に迷惑がかりそうなことを全部諦めていたら、公園は全然使えない場所になっちゃう。どうしたら公園利用のハードルを下げられるのか？ みんなで考えてみました！

課題

①危険なこと

公園における（特に子ども）のケガなどのリスクについて

子どもたちができるだけ安全に、しかし（冒険的な動きを含む）豊かな体験を公園でできるようにするにはどうしたらいいのかな？

解決のヒントになりそうなこと色々

- ・場所よりも、子どもを見守る大人の存在が大事だと思う。
- ・「危険だから排除」としてはいつまでたっても何もできない。道具の使い方や自分の体の使い方を、小さなチャレンジを通して知ることができるようにする。
- ・「それをやったら危ないよ」ということを教えられる指導がやっぱり大事。
- ・地元の協力っていうのが第一なのかな。やはり人の理解っていうのが一番大切になってくると思う。

②近隣に迷惑がかりそうなこと

公園利用の際の周囲への配慮

騒音や危険に見えてしまう行為への意見があることで、公園利用できなくなっていることがあります。公園利用の際は、周囲の理解を得ることが大切。そのような企画を考え、公園管理者と円滑なやりとりするために、どんなことが必要かな？

- ・パークコーディネーターのように、公園を利用したい人と公園管理者、公園周辺の方々との調整役が必要。
- ・公園の利用者が公園の状態を維持するための取り組みも求められると思う。
- ・企画ができた時点で周りの人に説明をして、理解や協力をしてもらえるようにコミュニケーションをとる。
- ・クレームが起きる前に趣旨を説明するのは大事。
- ・それぞれの公園周辺の自治会を味方にする。
- ・小さいイベントから少しずつやっていく必要がある。



みんなですぐとすごーい！紹介したのはほんの一部だけど、色々な意見やアイデア、視点が出てきたよ！コミュニケーションが大切という意見もとても多かったです！

ちなみに、③利益が目的になりそうなことについて…

公園内の利益が生じるような行為や民間が行う行為はなんでも禁止なわけではありません。公園利用者の利便性・快適性を向上させたり、地域活性化につながったりする事業は、許可されますよ。



Step3 提案

5. 公園で何かしたいと思った人へ



みんなと話をしたら、公園の使い方が少し見えてきた気がします。「公園を使いたい!」と思ったとき、**どんなアクションを起こしたらいいか? 考えてみました!**

①まずは公園について情報を集めよう

- ・公園の「役割」や「できること」「種類」等について
- ・ほかの公園での事例
- ・使いたい公園について（普段の様子、近隣の様子・自治会等）

基本を理解しておく
と相談がスムーズかも!

②公園でやりたいことについてじっくり考える

内容を整理するために相談メモ（P6）を作ってみてもよいかもしれません。思いつきでも、色々な人に相談をして、一緒に考えるとよいでしょう。

③使いたい公園の管理者を確認する

公園にある看板などで確認します。わからなければ窓口（巻末）へ!

④管理者に相談に行く

確実に対応してもらえ
るように事前連絡を!

はじめは「〇〇のために、こういうことをしたいと考えています」と相談し、管理者の考え方や心配事も聞いて、同じ目線で話ができるようにしていきましょう。

⑤必要な手続きをする

⑥準備する

みんなに喜んでもらえるように、細かいことまで想像して準備しよう。思いがけず、何か苦情が来たときの責任者や対処方法も考えておこう。

やっぱりコミュニケー
ションが大切。人間関
係をしっかりと育てて
いくといいと思うよ。

⑦実行する



⑧次の企画のために反省会や報告をする

公園を使う目的が「地域のために」だと、活動が継続していくことが多いです。次回につなげていくために、活動報告をして地域の人たちや自治会等との関係を深めましょう。また、管理者へも報告をするのも大事です。

特に利用時の事件・事故・苦情などがあった場合には対処方法まで報告して、お互いの信頼関係を深めていきましょう。

6. 公園利用の相談メモを作ってみよう



これまではただ手続きをするためだけに市役所に行っていたんだけど、**それでは、私たちが思いや考えが伝わらず、よいコミュニケーションにつながらないね。**

市役所の人とは「**浜松の公園を盛り上げていくパートナー**」になりたいし、**一緒に考えたい**。そのためにも**相談に行く前に考えておいたほうがよさそうなことをピックアップ**してみました。

必須ではないけれど、相談メモがあるとコミュニケーションの土台にできるかも。近隣の理解を得るときにも役立つと思います！



○相談メモ要素

- ①タイトル
- ②企画者、団体名、責任者名、連絡先
- ③一緒に企画を行う団体や協力者
- ④目的（誰のために、なんのためにやるのか）
- ⑤この企画は、地域にどんな利益を還元できるか（公共性があるか）
- ⑥内容（対象者、想定人数、やること、イメージ写真など）
- ⑦収支計画
- ⑧広報計画
- ⑨-1 企画の実施で、予測できる危険にはどんなことがあるか
- ⑨-2 危険を回避するために事前にできることはどんなことか
- ⑩-1 どんないことが近隣や参加者への迷惑になるか
- ⑩-2 近隣や参加者へ迷惑をかけないためにできる事前準備は何か
- ⑪近隣の人たちの活動への理解を得るために何ができるか。周知方法など
- ⑫企画団体のこれまでの実績など

自治会の協力やバックアップが得られると、地域との連携がスムーズに進むので、管理者からの信頼度がアップするかも！



ガイドブックのおまけで、相談メモのフォーマットを作ってみました。**市の正式なものではなくて、企画について考えるためのお手伝いフォーマット**だから気軽に書いてみてね。

7. お役立ち情報

● 公園の管理者を知りたいときの窓口：公園管理事務所

〒433-8122 浜松市中区上島六丁目 19-1

電話番号： 053-473-1829 E-mail：koen-kan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【市内公園】<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kyoiku/leisure/koen/index.html>

● これから作る公園を知りたいときの窓口：公園課

〒430-0923 浜松市中区北寺島町 617-6 南土木整備事務所 1階

電話番号： 053-457-2353 E-mail：kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

● みどりを介した市民活動の窓口：緑政課

〒430-0923 浜松市中区北寺島町 617-6 南土木整備事務所 1階

電話番号： 053-457-2586 E-mail：ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp

● 浜松市緑の基本計画

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ryokuka/greening/kihonkeikaku/index.html>



公園を使いこなそう！ワークショップについて

浜松市公園課主催で行ったワークショップ。市民と市役所の職員＋中間支援 NPO スタッフで、2020年11月～2021年1月まで、全3回、コロナ禍の時期だったので、リモートとリアルのハイブリッド形式で行いました。



● ワorkshop参加者から

「なんのために公園を使いたい？」ということ考えたときに出てきたのは①地域コミュニティの場 ②子どもがのびのびと育つ場 ③自然環境との接点・理解の場 ④文化・芸術の発信の場でした！この想いを大切にしたいです。

たった3回の話し合いを基にしているので足りない部分もあると思います。公園を取り巻く環境も時代と共に変化するので、状況に合わせてバージョンアップしていきたいです！

● 浜松市公園課職員から

これからの公園は、利用者の希望を市役所だけが受け止めて行政サービスとして提供する、という一方通行の時代から、もっと双方向や多方向の時代へ変わっていかなくてはならない、との思いから企画したワークショップ。参加者の皆様が「公園でやりたいこと」をしっかりとって議論していただけたことに感謝しております。今後、より市民の皆さんと連携して公園を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします！



はままつ公園活用ガイドブック

～市民と公園行政職員が共に考えるワークショップ「公園を使いこなそう！」の内容から作ってみました～

企画・編集：認定 NPO 法人 浜松 NPO ネットワークセンター

発行者：浜松市都市整備部公園課 (☎053-457-2353)

発行日：令和3年3月31日